



2022年5月13日

各位

会社名 株式会社 じげん
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 平尾 丈
(コード番号：3679 東証プライム)
問合せ先 取締役 執行役員 波多野 佐知子
(TEL. 03-6432-0350)

定款変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月27日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止にも資すると考えており、定款規定につき所要の変更を行うものであります。

次回以降開催の株主総会を必ずしもバーチャルオンリー株主総会とするという主旨ではございませんが、不測の事態に対して備えておくという意味でも、この度の定款変更を必要と判断した次第です。

なお、定款第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の2022年9月1日の施行に際し、株主総会資料の電子提供制度導入に

備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ・ 変更案第 16 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めております。
- ・ 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けております。
- ・ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 16 条）は不要となるため、これを削除しております。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けております。

- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 27 日（予定）

3. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会 (招集) 第 13 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <新設>	第 3 章 株主総会 (招集) 第 13 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株	<削除>

<p><u>主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>＜新設＞</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>＜新設＞</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p><u>3 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に</p>

<p>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p><u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上